

女性スポーツ委員会規程

第 1 章 総 則

第 1 条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第 4 2 条に基づいて、女性スポーツ委員会を設ける。

第 2 条 この委員会は、女性のスポーツに関する活動環境の充実や改善を通じて、女性のスポーツ参加（参画）を促進し、より公平なスポーツ文化の確立を目指すことを目的とする。

第 2 章 所管事項

第 3 条 この委員会は、次の事項を協議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 女性のスポーツ参加（参画）及び活動の促進に関すること。
- (2) 女性アスリート及び女性スポーツ指導者の支援に関すること。
- (3) スポーツ団体における女性登用の促進に関すること。
- (4) 女性アスリートへの暴力・暴言、セクシュアルハラスメントの根絶に関すること。
- (5) 女性のアクティブ・ライフを支援するスポーツ活動プログラムの開発に関すること。
- (6) その他、女性のスポーツ参加（参画）及び活動環境に関すること。

第 3 章 委 員

第 4 条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1 名

委員 若干名

第 5 条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2. 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。

3. 委員は、委員長が本会役員、本会加盟団体役員及び学識経験者のうちから推薦する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

第 4 章 任 期

第 6 条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 委 員 会

第 7 条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第 8 条 この委員会に、委員会の決議を経て、必要な部会等を設けることができる。

第 6 章 規程の変更

第 9 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則 1

1. この規程は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。

附則 2

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。